【自治労大阪府職員労働組合商工支部　回答（概要）】

１の要求について、良き労使関係については、今後とも尊重してまいりたい。また、必要に応じ、支部とも十分に協議を行ってまいりたい。

２の要求について、府派遣職員等を通じ、設置者である府がかかわるものについて適宜情報共有をしている。また、問題解決のために必要となる情報について、法人からの提供依頼に基づき対応してきたところ。

３の要求について、各職場においては、労働基準法等の関係法令を遵守し、適正な業務執行が行われるよう取り組んでいるところ。今後とも適切に対応してまいりたい。

４の要求について、退職等で欠員が生じた場合は、その状況に応じて適切な対応を行ってまいりたい。また、再任用制度の運用にあたっては、制度の趣旨や職場の状況を踏まえて、適切に運用してまいりたい。

５の要求について、職員の安全管理については、労働安全衛生法や大阪府職員安全衛生管理規程等の諸規程に基づき、職員の危険を防止し、安全を確保するよう努めているところ。

職員の健康管理については、労働安全衛生法や大阪府職員安全衛生管理規程等の諸規程に基づき、快適な職場環境の確保に努めているところ。

今後とも適正な労働条件及び職場環境の確保に向け、取り組んでまいりたい。

６の要求について、計量検定所におけるクレーンの定格荷重を超える使用については、令和３年１２月に労働基準監督機関である人事委員会に照会し、クレーン等安全規則第２３条に違反しないとの文書回答を受けた。そのため、計量検定所では、適切な手続きや取扱いを人事委員会に確認の上、作業の心得等の掲示や作業管理簿を作成するとともに、更なる安全に配慮するよう所内で周知するなどの安全対策を実施してきた。

その後、令和５年１月に人事委員会から上記回答の取消し及び是正指導があり、それに基づき、クレーン特例報告書を人事委員会に提出の上、適正に使用しているところ。

再発防止に向けて、引き続き「安全衛生会議」を開催し職場巡視を実施するとともに「検定・検査マニュアル」等を有効に活用しながら労働安全確保に努めてまいる。

７の要求について、制度の運用にあたっては、制度の趣旨や職場の状況を踏まえて、適切に運用してまいりたい。制度設計については、要求があったことは関係課へ伝えてまいりたい。

８の要求について、職員の健康管理については、健康診断をはじめ、所管課が実施する事業の周知等を図っているところ。

ハラスメントに関しては、全庁での、職員の意識啓発、相談体制、研修の３点の取組みに加え、平成26年１月に部独自に策定した「ハラスメント防止対応方針」に基づき、相談員や啓発員を指定し体制整備を行っているところ。

今後とも、職場における労働安全衛生対策の向上に努めてまいりたい。

９の要求について、被服貸与については、「被服貸与規程」に基づき実施しているところだが、要求があったことは関係課へ伝えてまいりたい。

１０の要求について、時間外勤務の縮減は、職員の健康管理や、適正な労働条件・労働環境の確保等の観点からも重要な課題であると認識している。そのため所属毎の時間外勤務実績の情報を提供し、共有を図るなど、時間外勤務縮減に向けた取組みを推進しているところ。